

第28回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年7月30日（火）13：30～15：10

2. 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

十時審議官、竹内参事官、佐久間参事官補佐

内閣府支援チーム

辻本参事官

復興庁 原子力災害復興班

苗村参事官、仙田企画調査官

経済産業省 福島復興推進グループ

萩原政策調整官

環境省 環境再生施設整備担当参事官室

黒部参事官補佐

環境省 放射線健康管理担当参事官室

市川参事官補佐

原子力規制庁 保障措置室

有賀室長、松田室長補佐

4. 議 題

(1) 復興の取組について（復興庁、経済産業省、内閣府支援チーム、環境省）

(2) 我が国における2018年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関（IAEA）による「2018年版保障措置声明」の公表について（原子力規制庁）

(3) 我が国のプルトニウム管理状況について

(4) その他

5. 配布資料

(1-1) 福島復興・再生に向けた取組

(1-2) 福島復興に向けた取り組みについて

(1-3) 避難指示区域の状況等について

(2) 我が国における2018年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関(IAEA)による「2018年版保障措置声明」の公表について(原子力規制庁)

(3) 我が国のプルトニウム管理状況

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第28回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目は復興の取組について(復興庁、経済産業省、内閣府支援チーム、環境省)、二つ目が我が国における2018年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関による「2018年版保障措置声明」の公表について(原子力規制庁)、三つ目が我が国のプルトニウム管理状況について、四つ目がその他です。

本日の会議は15時30分をめどに進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) それでは、議題1です。

原子力委員会が平成29年7月に決定した原子力事業に関する基本的考え方において、福島復興・再生は、東京電力福島第一原発、自国の原子力政策の再出発の起点であり、廃炉、汚染水対策等の諸課題に着実に対応し、福島の復興・再生に全力で取り組まなければならないとしております。

これを踏まえ、事故後の原子力発電においても、福島の復興の状況について記載した、指摘したところではございますが、本日は、復興庁ほか関係省庁の方にお越しいただき、復興の取組について伺う予定です。

本日御説明いただくのは、復興庁原子力災害復興班、苗村参事官、仙田企画調査官、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ、萩原政策調整官、内閣府支援チーム、辻本参事官、環境省環境再生施設整備担当参事官室、黒部参事官補佐、放射線健康管理担当参事官室、市川参事官補佐になっております。

それでは、説明の方をよろしく願いいたします。

(苗村参事官) 復興庁の苗村でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、私の方から、資料1-1に基づきまして御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、3ページは福島復興に係る政府の体制全体を整理したものでございます。こちらは説明としては飛ばさせていただきます、4ページを御覧いただければと思います。

福島の復興再生特別措置法という法律がございまして、私ども、こうしたものを中心に、様々な施策を講じているところでございます。施行は2012年の3月31日で、直近の改正が2017年5月19日ということでございます。

下の方に書いてございますけれども、この中で赤字のものが直近2017年の改正によって追加された項目でございます。

簡単に御説明いたしますと、まず、避難指示の対象となった区域の復興・再生の部分におきまして、そうした区域のうち、帰還困難区域におきまして、市町村が特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成いたしまして、内閣総理大臣が認定するという仕組みができました。この計画に基づきまして、この1から4に書いてあるような措置を講ずるということになっております。

また、その他の一番下にございますけれども、福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、それから、帰還環境整備法人の指定などの制度を創設しております。

それから、右の方にまいりますけれども、福島県全域の復興・再生ということで、新たな産業の創出等の重点的な推進というところで、福島国際研究産業都市区域、こちらにおきまして福島イノベーション・コースト構想を推進するということを法定化するなどとあります。

また、農林水産物の販売等の実態調査、こうしたものに関する規定も整備をしております。

それでは、次の5ページにまいりますけれども、この法律に基づきまして、福島の復興再生基本方針というものを改定しております。

ここに、概要のところに書いてございますように、私ども、この二つ目のポツにありますけれども、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能などころから着実に、段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。こうした方針の下に、様々な復興に向けた取組を続けているところでございます。

それから、6ページでございます。こちらは、東日本大震災復興基本法に基づく基本方針でございます、こちらにつきましては、この3月8日に見直しを行っております。

ここにつきましては、書いてあるとおりでございますけれども、次の7ページの方に、復興・創生期間後における復興の基本的方向性というものを示しております。

(2)の原子力災害被災地域のところでございますけれども、こちらにつきましては、復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおりで、必要な事業として支援の在り方を検討するというところで、福島原子力災害被災地域につきましては、やはり相当年月を要するというところで、復興・創生期間終了後も必要なものについてはしっかり取り組んでいくということにしております。

また、(4)にございますように、後継組織については、この基本方針の中で後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くということにしております。

続きまして、避難指示区域の状況につきましては、この後、支援チームの方からの説明があると思いますので、説明を省略させていただきますけれども、いずれにしても、私も、避難指示の解除が終了ではございませんので、むしろ復興庁といたしまして避難指示の解除が復興の本格化のスタートだということで、様々な取組をしっかりと進めてまいりたいということにしております。

12ページでございます。

その柱となる交付金が福島再生加速化交付金でございます。平成31年度予算で890億円の予算を使わせていただいて取り組んでおりますけれども、この事業の目的としましては、左上のところに書いてございますけれども、福島の復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策を一括して支援するということになっておりまして、この右に書いてございますような様々なメニューで、地元のニーズをしっかりと踏まえまして、それぞれ必要な対策を講じているということでございます。

この六つのメニューのうち、一番下にございます既存ストック活用まちづくり支援については、令和元年度から創設されたものでございまして、空き地とか空き家等を活用したまちづくりの支援をするということで、メニューの追加を行っております。

続きまして、13ページにまいりますけれども、こちらは福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費でございます。

こちらにつきましては、住民の方の生活環境の改善に資するために、上の目的のところに書いてございますけれども、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき、国の費用負担により機能回復を実施するものでござい

す。

ここにありますように、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の方の帰還を促進するための取組ですとか、直ちに帰還できない区域への帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施しております。

続きまして、14ページを御覧いただければと思います。

こちら、福島復興再生特別措置法の2017年の改正におきまして、将来にわたって居住を制限するとされてまいりました帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能とする特定復興再生拠点区域を定めることが可能となっております。

こちら、真ん中右のところに書いてございますけれども、まず、市町村の方で計画を策定いただきまして、②にございますように、内閣総理大臣によってこの計画を認定されます。そういたしますと、計画に基づいて整備事業などを実施いたしまして、計画認定から5年をめどとして整備を終了させて、避難指示の解除と。もちろん地元の御意向を踏まえながら、避難指示を解除するというような形になっております。

15ページ、16ページが、この特定復興再生拠点区域の整備に関する計画の概要でございます。先ほど、認定後おおむね5年というふうに申し上げましたけれども、ここに書いてございますように、6町村、2022年から2023年頃に向けて、この復興再生拠点の区域について避難指示解除を目指して、様々な取組しておるわけでございますけれども、JRの常磐線の全線開通を見越しまして、この駅の周辺部分につきましては先行的に解除できるように取組を進めているという状況でございます。

17ページは、各町村におきまして進めております取組について書いてございますので、こちらについては後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、19ページでございます。こちらにつきましては、復興大臣の下で福島12市町村の将来像に関する有識者検討会というものがございまして、こちらにおきまして将来像に関する提言を行っているというものでございます。この提言につきましては2015年7月に取りまとめられまして、この取組については、19ページの下にございますフォローアップ会議、こちらの方で工程表を取りまとめまして、実施状況を把握し、この上の有識者検討会の方に御報告をするということで、着実に取組を進めるというような形にしております。

20ページに、福島12市町村の将来像の実現のロードマップということで書いてございますけれども、こちらに基づいて様々な取組を進め、その必要に応じて、このロードマップ

自体を改訂しているということでございます。後ほど御説明しますけれども、主要個別項目として22項目挙がっておりまして、福島イノベーション・コースト構想の推進など、ここに書いてある様々な分野における取組を進めているところでございます。

続きまして、21ページでございます。福島イノベーション・コースト構想ということで、こちらの方も後ほど御説明があると思っておりますけれども、浜通り地域におきまして新しい産業基盤の構築を目指すということで、そうした構想を福島イノベーション・コースト構想ということで推進しているということございまして、現在、ここに書いてございますような、福島ロボットテストフィールドでありますとか、再生可能エネルギー由来の世界最大級の水素製造工場、こうしたものの整備を進めているところでございます。

続きまして、風評払拭・リスクコミュニケーションの取組について御紹介をいたします。

23ページでございますけれども、こちら也非常に大切な取組だと思っております、こちらにつきましても復興大臣の下で、関係府省庁からなる原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースというものを2013年から開催しておりまして、こうしたタスクフォースの下で風評対策強化指針、こうしたものをまとめたり、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略を決定いたしまして、風評被害の払拭、不安の払拭に取り組んでいるところでございます。ここに書いてございますように、様々な取組を関係省庁連携して進めているところでございます。

以上、駆け足になりましたけれども、私からの説明とさせていただきます。

(岡委員長) ありがとうございます。

では、続いてお願いします。

(萩原政策調整官) 続きまして、経済産業省の方から「福島の復興に向けた取り組みについて」ということで、資料1-2の資料を御覧ください。

めくっていただきまして、福島復興に向けた取組ということで、経済産業省では、主に生活の再建、それから福島の復興ということで、事業・なりわいの再建・再生を進めています。

先ほど、苗村参事官からございましたとおり、避難指示が解除されたところがスタートということで、特に私ども、左の下ですけれども、なりわいの事業の再生ということで、福島から避難された方々に元に戻って事業を再開していただく、又は、避難先の場所で事業をやっていただくということを御支援したり、原発なき浜通りに新しい産業を、ということが県知事からも御要望を頂戴しておりますので、各市町村と御相談をしながら、新たな企業を立地して雇用を生み出していきたいということで、「福島イノベーション・コースト構想」と

称しまして、様々な取組を実施しているところでございます。

次のページを御覧ください。

これは相双機構について、なりわいの再生でどういうことをやったかということですが、国・県、それから民間の事業者の方々に集まっていただき、200名を超える方々、これは企業でいえばある程度シニアの経験を積まれた方だったり、それから専門的な知識をお持ちの方、中小企業診断士の方、士業の方、それから金融機関の方、そういった方々にも集まっていただいて事業者の方々の御相談に乗っていただいています。これまで被災事業者の方々を個別に訪問させていただき、8,000名ほどの事業者のうち5,300名ほど回らせていただきまして、現状をお聞きした上で、どういう支援制度で御支援ができるかということも含めてコンサルティング活動を続けさせていただいております。商工業者に加えまして、最近では農業者への訪問をしているというところでございます。

次のページに、全体の活動の内容を記載していますが、今申し上げたなりわいの再生の支援が左の上でございます。それから、左の下が営農再開ということで、農業者の方への支援です。最近では、各市町村の方々からまちづくりの支援もお願いをしたいということをおっしゃっておりまして、まちづくりの関係の企業の方にも入っていただいて、まちづくり再生の支援をさせていただいたり、外部の人材を、雇用にマッチングをするべく、そういった取組も、行っているというところでございます。

次のページが、被災12市町村でございますけれども、事業者の自立支援策ということで、様々なメニューを御用意して、ここにあるようなメニューのうち、どれが事業者の方に当たるかということ、それから、各町でどれをお使いになってうまく町を再生していく、街並み、まちづくりをしていくかということの御相談に乗っており、事業者の方のそれぞれの事情に応じてメニューの御相談をしたり、この支援制度はいいんじゃないか、あっちの方の公募制度に応募したらいいんじゃないかということをお相談した結果、ある程度の方にお戻りいただいているというところでございます。今30%ぐらいの方がお戻りで、この数年間の間に20%から30%まで、10%ほど上がっています。

加えまして、次のページはイノベーション・コースト構想です。

イノベーション・コースト構想は、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産という重点分野4分野を中心として、下に書いてございます産業の集積、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大という、これを支える方向性ということで、特定分野での拠点を、例えば廃炉の研究開発拠点であったり、先ほど御紹介がありましたロボットテストフィールドという拠

点を整備したりと、ロボットのイベントを企画したり、エネルギーについては水素の話だったり、農林水産であれば様々な新しい試みをやっているというところではあります。

これは、位置付けていただいたので、非常にやりやすくなったというところではございますが、その推進体制としては、次のページにございますけれども、全体で閣僚会議があり、推進分科会という全自治体に入っていただく会議もあります。こういった場で個別に方向性を議論するというところで検討を進めています。

そういった中で、どうしても御地元の方々からすると、イノベーション・コースト構想というのは国が描いた絵だけでありまして、地元のイメージでいうと裨益がないというか、どうやって我々と関与があるのかということが、地元の事業者の方との関係が薄いのではないかという声も再三寄せられていたということでして、それで私ども、ちょっと1枚飛ばさせていただきますけれども、9ページにございますが、福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真というものを今つくっている最中でございます。これは復興庁と、それから福島県と連名でつくっている最中なのですが、こちらのイメージは、イノベーション・コースト構想と一言で言いましても、いろんな設備物、例えば実証実験の場所とか、そういうのはできているわけですが、各町の方々が今後10年後、20年後を考えていったときに、各町としてどういった機能を持たせたいか、どういった企業に来てほしいかということ個別に考えまないと、実際に企業立地補助金、福島12市町村に対しては非常に手厚い支援策があり、それなりに、例えば双葉町が、解除前にもかかわらず二十数社の方々が手を挙げたり、そういううれしいことも起こるわけですが、一方で、10年後、20年後を考えていったときに、各町がイメージするようなまちづくりができるのか、企業に来ていただけるのかということ、ボトムアップと言ったらあれなのですが、各町をぐるぐる回りながら議論をして、イノベーション・コースト構想を実際に動かすとしたらどういうイメージで取り組んでいったらいいかということ、今度は町からの声として上げていったのが、このイノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真のイメージでありまして、県庁と一緒に、復興庁と一緒に各町を回って、いろいろヒアリングをした結果をまとめたものです。

柱としては、右側の角にありますけれども、まず、あらゆるチャレンジが可能な地域としていったらいいのではないかと、それから、地域の企業が主役ではないかと、それから構想を支える人材育成と、この3本の柱を基本的な考え方に据えまして、この4分野、それから、先ほど申し上げた四つの方向性に取り組んでいくということにしたらどうかというふうに考

えておりまして、やはり被災地ということがございまして、いろいろほかの地域ではできないような実証実験のようなものを非常にやりやすいと。各町の方も、ワンストップで住民の方への様々なテストを、様々な実証実験に対して御理解を頂けるということもございまして、ロボットテストフィールドを始め、廃炉事業についても、いろんな集積もこれから得られると思っておりますので、このコンセプトを、今骨子でございまして、この秋に向けて本格的に本文の形を今鋭意作成中ございまして、できればしかるべきタイミングまでにこういったものをつくりながら、各町との将来的なイメージをまとめていきたいなというふうに考えています。

加えまして、私どもの方でやってございます情報発信についても少々御紹介をしたいと思いますので、次にちょっと二、三枚、資料をつけさせてございますけれども、福島の今、を紹介する情報発信を行っており、実際に生の声を、ファクトをしっかりお伝えしていかないと、風評被害がなかなかおさまらないというふうに考えていますので、私どもも復興庁と連携をしながら様々な取組を進めているというのが10ページ、11ページに御紹介をしているところです。

特に11ページのところは農林水産省の事業で、農水産物の流通実態調査をやらせていただきました。福島のもが現場で売れていないのではないかと、買ったたかかっているのではないかとということでございまして、実態を調べるということをやらせていただいて、そうすると、やはり消費者の意識よりも、より仲買の方々が消費者のお気持ちをおもんばかって流通に影響が出ている、などの実情が分かかってまいりましたので、こういった辺りについて対策を打っていくということが必要ではないかというふうに考えております。最後に、WTOの上級委員会、こちらについての対応についても各省連携して取り組んでいるといったところです。

取り急ぎ、私からの説明は以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは引き続き、内閣府の方、お願いいたします。

(辻本参事官) それでは、内閣府原子力被災者生活支援チームから説明いたします。

1枚めくっていただきまして、避難指示の解除であります。

我々の方で避難指示区域の見直しというものを担当しておりまして、正にあの辺、御苦労をかけておられる地元の方々、どの区域をどういう形で拠点に向けて進めていくかというのを担当しております。

右の図をちょっと拡大して見ていただきますと、縦の線のところは今現時点でも帰還困難区域というふうにされているところでもあります。ブルーのところは多少ありますけれども、先ほど復興庁さんの説明にございました特定復興再生拠点区域であります。したがって、帰還困難区域がありつつも、特定復興再生拠点区域の住民の帰還を進めることによって、この地域の復興を図っていくというのが大きな流れであります。

右の方の真ん中を見ていただきますと、2014年4月の田村市を皮切りに、本年の4月10日でありますけれども、大熊町、正に1Fの立地自治体で初めて一部を解除したというところがございます。その横に居住者数、時点等々書いてございまして、この人数、居住者をどう拡大していくかというところがございます。

課題を、その下の四角でございまして、双葉町であります。ここに書いていますとおり、町の96%が人口ベースで帰還困難区域になっておりまして、この双葉町においてどういう形で産業拠点の造成を進めていくかといったところが大きな課題でございます。

下を見ていただきますと、2013年8月の区域設定時点から2019年4月、この4月時点での人口の移り変わりや避難指示区域の面積の推移を記載しております。避難指示区域、面積そのものは減っておりますけれども、生活の足場を失ってしまっているという点においては、現行は変わっていないというところでもあります。

めくっていただきまして、JR常磐線のお話をさせていただきます。

この真ん中の図を見ていただきますと、赤い部分、正に今、先ほど申し上げました富岡、大熊、双葉、浪江といったところにある駅が、常磐線が開通していないという状況がございましたけれども、JRの御尽力もあり、今年度中、来年の3月までをめどに、この常磐線についても全面開通を目指すという段取りでございます。

特に、ここに書いていますとおり、夜ノ森駅、大野駅、双葉駅については、全面開通を契機に、駅周辺の再開発を目指しているというところで進んでいるところでもあります。

次のページになりますけれども、道路の関係を御説明申し上げます。

帰還困難区域における通行可能ルートというものがございますが、右の図を見ていただきますと、ちょっとブルーの線で引いているところ、こちらは、凡例でも書いていますが、特別通過交通対象ルート。我々、よく略称で「特通」と申し上げていますが、帰還困難区域でありますけれども、このブルーのラインについては通過、通行を認めているというところでもあります。要すれば、点と点での拠点の復興を狙うとともに、それに併せての物流・人口の移動を含めて、この道路の再開というのを進めておりまして、左の方に書いておりますけれど

も、国道6号、図であれば右下になりますけれども、県道36号、国道288号といったところについての特別通過交通ルートといったものの設定について、随時進めているというところでございます。

ちょっとポイントだけ申し上げますと、この図を拡大していただきますと、丸いのに左斜め線が入っています有人管理ゲートとございますが、特通のルートをつくるに当たって、当然ながら、このルート以外のところに車が進入しないように、こういうような管理ゲートをつくっておりますし、また、この特通を進めるに当たってスクリーニング場と、星印でございますけれども、これも整備をしまして、住民の方々が一時帰還された際に放射線量のチェックをさせていただくといったことについても進めているところであります。

以上であります。

(岡委員長) ありがとうございます。

環境省さん何か説明がございますか。

(黒部参事官補佐) 環境省でございます。

特段、今日、資料という形ではお持ちしておりませんが、少しだけ、では、補足をさせていただきますと、復興庁さんからお配りいただいた資料のところ、ちょっとそれを用いて御説明申し上げますと、実際に9ページ、避難指示区域の、帰還困難区域等の指定ありまして、避難指示区域とされました区域につきましては国が直轄という形で、環境省の方で除染及び廃棄物の処理ということを直轄で行ってございます。避難指示区域に指定されなかったエリアであって、福島県の中で空間線量が0.23マイクロシーベルトを超えるエリアは、市町村の方で除染地域という形で除染をしていただきました。市町村に担当いただいた部分と、避難指示区域のうち帰還困難区域を除くエリアにつきましては面的除染が去年の3月に全部完了しておりまして、現在これを、福島第一原子力発電所周辺1,600ヘクタールの地域を中間貯蔵施設の予定地ということで区域指定をさせていただいておりまして、ここに用地を、個別に地権者の皆様と交渉させていただいて、中間貯蔵施設を、現在建設を進めているところでございます。現在、福島県の各所に、仮置場に積み上げられた仮置場から除去土壌等を運び込んでいる段階ということでございます。

また、廃棄物に関しましては、この大熊町、双葉町のやや南側に位置しております富岡町と檜葉町の間にあります旧エコテック、特定廃棄物の最終処分場を国有化しております。ここに向かってそれぞれ、家を解体したときのがれき、廃棄物、こういったものを、今搬入を続けているという状況でございます。また、先ほど復興庁さんの方から御紹介ありました帰

還困難区域の拠点ということで、帰還困難区域の一部区域につきまして拠点計画をつくっております。その計画に基づいた除染と解体という作業が今順次始まっております。2022年から2023年までの解除を目指して、環境省が今、現地で直轄で除染と廃棄物処理を進めているという状況でございます。

すみません、ざっくりですけれども、以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 4省庁からの、御説明ありがとうございます。

大変大きなテーマを本日は扱うわけですけれども、あれだけ大きな震災から8年たって、これまでの経緯や問題点とかがいろいろあり、それを乗り越えようとしてこられたのだろうと思います。基本的には、被災地をいかに復興し再生する道筋をつけるか、さらに、将来展望を示すか、それから絶え間のない激励といいますか、単に精神的な激励にとどまらず、制度的な面も含めて励ましを続けていくかが重要なのだろうと思います。

そういう観点から、大きな点だけお聞きしますが、依然として住民が抱えている不平、不満、不安を吸い上げるシステムとして、先ほど、経産省からコンサルティングとか個別訪問などの優れた活動の紹介がありましたけれども、全般的に、復興庁、内閣府、それから厚生省は、どのようなチャンネルなりシステムをお持ちなのか。

それから、先ほど幾つか言及がありましたけれども、コミュニティを再生する、具体的にはまちづくりとか、新しい産業を創生する過程で、人々にもう一度戻ってきてもらうとか、新たな人々に入ってもらふということなのだろうと思うのですが、そのコミュニティを再生するという観点から、具体的な施策をどういうふうに捉えてきたか、また、どういう展望をお持ちなのか。

それから3点目に、これ迄の8年間、全般的により国が前面に出ているという理解でよろしいのでしょうか。

それから最後に、WTOの話が先ほど出ましたけれども、あれは非常に残念な裁定だったわけですが、まだ台湾やEUでさえも制限を維持していると思うのですが、具体的にどういう方針をお持ちなのか。各国別に、あるいは各地域別に、今後どういう努力をなさろうとされているのか。

以上4点ほど、お願いいたします。

(辻本参事官) それではまず、内閣府の方から説明をいたします。御質問の1番目と3番目についてお答えしたいと思います。

内閣府もそうですし、復興庁もそうですし、経産省本体も、いろんなチャンネルを持った現場とやっておりますけれども、1点御紹介したいのは、被災12市町村に、経済産業省の職員を、町村に直接職員を1名ないし2名、多いところで3名、派遣をしております。これは、経産省の派遣職員として、実際に住んでおまして、町長や村長、地元の方からお話を伺い、御要望を聞き、時には厳しい言葉を投げかけられ、そういった中で御要望を聞きつつ、町をどういうふうな形で発展に向けていくかというふうな形をさせていただいています。今の先生の御質問であれば、このやり方が最も現場に近いところでのチャンネルというふうに考えていただいてもよろしいかと思います。

それ以外にも、復興庁もそうですし、経産省もそうですけれども、いろんな職員が現地に出張していますけれども、派遣職員は、正にそこで生活している人間ですから、一番生の声、生声を聞いていると思ってよろしいかと思います。

ちなみに、震災以降、もう8年経過いたしましたけれども、現地に派遣した職員、短い期間、長い期間、3年超の職員もございますけれども、全部で600名以上の人間を、派遣を延べでしているという状況であります。

3番目の御質問でありますけれども、全面的に国が出ているかという点でございますけれども、今の回答にも多少関わってまいりますけれども、正に我々自身が直接にその場で住民説明会、特に帰還困難区域の解除の場合には、我々、実は私も経産省出身でありますけれども、経産省職員がその場に出ていきまして、住民に対して直接御説明させていただくと。御理解と申しますか、方針を御説明して、こういうふうな流れということをお知らせいただくところを、一歩ずつ進めていくという形でしている問題であります。

それ以外のところの産業の再生等々につきましては、また経産省の方からもお話がございますけれども、その意味では、少なくとも住民の生活そのものに大変な御迷惑を掛けている帰還困難区域というところに関しましては、国が直接前面に出ているというふうに御理解いただいてもよろしいかと思います。

(苗村参事官) 復興庁でございますけれども、復興庁といたしましても、福島に復興局を置きまして復興局の職員、それから本省の参事官も、被災市町村の担当の参事官というのを決めまして、町との連絡役を通じることで日頃からきめ細かに地元の問題意識みたいなものを、吸い上げるという、ちょっと言葉は変ですけれども、しっかり受け止めて対応を考えられ

るような情報の連絡というのもできるような形になっております。

また、あらゆる機会において地元との協議の場などもございますし、あと、私どもの渡辺大臣も、地元からの要望活動、来られるときは、相当丁寧にお話を直接聞くということを行っております。こうしたことで地元の考えを受け止めながら施策を進めているというところがございます。

コミュニティの再生につきましては、これは非常に重要な話でございます、先ほど御説明しましたような交付金ですとか委託費のメニューの中で公共施設の整備なども支援をしておりますし、あと、様々な形でそういうようなものは支援をするというようなことも、箱物だけでは仕方がありませんので、支援するお手伝いをさせていただいているところでございます。

風評被害につきましては、これは各省庁連携でやっておりますけれども、基本的な考えは、あらゆる機会を捉えて正しい情報発信をして、理解を得るといような活動を様々なチャンネルで地道に続けていくといようなことだと思います。例えば大使の方を地元にお連れして、実際に地元の食材、それから地元の状況を見ていただく。こうしたような取組も含めて、いろんなチャンネル、いろんな機会を捉えて取り組んでまいりたいというふうに考えております。(佐野委員) ありがとうございます。

1点だけ、特定復興再生区域は大変励みになると思います。つまり、非常に難しい地域の中でも幾つかピックアップして可能性を前面に出して、色々なことをやっていこうということですが。これは今後徐々に拡大する方向・方針という理解でよろしいのでしょうか。

(苗村参事官) 将来的には、最終的には全ての避難指示の解除というのは究極な目標でありますけれども、地域自体をどんどん広げていくというよりは、まずは今指定されている地点の避難指示の解除をしっかりと成し遂げるということをやまずや、その先、その地域を広げることだけ先行して、いつまでも元のところが解除できないということよりは、どちらかという、今ある6地点をまず、できるだけ早く安心していただくような形で解除するといような形で取り組んでいくということにしております。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

一番の目的は、今おっしゃったように、避難区域を、避難解除区域を増やすといようなか、早く解除するといようなことかと思うのですけれども、そのためには除染が必要ですよ。

それによって住民を元に戻したいということですが、被災地の85%は森林も含めて農業関連地域なのです。元の生活に戻したいという声はすごくあるわけです。都会に住む人はそれなりに違うのですけれども、福島というのは果物でも何でも、日本2位とか3位とか、たくさん農産物をつくってましたよね。その農地が、除染をした後に営農再開のためには、例えば上の方を削っても、重機が入りますから、もう空気層が全部なくなるとか、あと、長年そのままにしていると、いろいろ草が生えてくると。土地を元に戻すというのは物すごい時間かかるのです。10年、20年かかるぐらいのことなのですけれども、ほとんどの、85%は山を含む農業関連地ですと、農産物が安全かどうかという確認の前に、やはり土壌環境がきちんとできているかというのは一番大切じゃないかと思うのです。

元の状況ですとすぐ植えられますし、植えるためにはどうするかということを考えますと、どこかにちらっと営農再開って言葉もあって、あと、農水省というのもあったのですけれども、農水省ももっと入り込んで、いろんなプロジェクトをされているわけですから、ほかと組み合わせてしていくべきじゃないかなと思うのですけれども。新しい産業はもちろん大切で、町の人に戻るといことも大切なのですけれども、農業が盛んな県ですから、農業をどうするかという、どういうふうにして再興できるようにするか。土地の問題を、土壌の問題、考えずにできないのです。

実は私も、8年ぐらいずっと現場に入って、いろんな調査をしてきたのですけれども、やっぱり町と違って、農業の再開って、もう一つ工夫が要ると思うのです。それが一つ目。

それからあと、いろんな方に聞きますと、関心事で一番大きいのは森林ですよね。ですから、森林をどんなふうを考えていくのか。全部は無理ですから、ある程度、こちら辺でどうしていこうとか。やっぱり森林に対する、どんなふうにしていくかという全体像がないと、なかなか進めていくことも難しいと思うのです。それが二つ目。

それからあと、住んでいる人たちは非常に高齢化していきますし、いろんなことをやろうかと思っても、なかなか難しいところもありますよね。先ほど30%と戻ってきているというお話がありましたけれども、もうちょっと増やしていくために、具体的にどんなことを考えられているか。

やっぱり基本は農業のような気がするのです。そのときに、実は結構規制といいますか、例えばどういうものを植えていいかというときも、何か所かで植えて、その平均値出して、例えばですけれども、100ベクレル超えないようにとか、行政といいますか、規制の考え方もあろうかと思うのですが、そういうところをどんなふうに進められているのか。

いろいろな声を聞くものですから、そこら辺をお教えいただければと。

(苗村参事官) ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、農業の再開というのは非常に重要な課題で、かつ、いろいろ難しい問題があるということだと思います。

我々、農水省ともしっかりタッグを組んでやっておりますですね。ちょっと今日の資料は余り詳しいのはないですけども、福島県の営農再開支援事業とか、被災地域の農業復興総合支援事業、こうしたような形で、様々な形で、農地の除染から営農再開に向けた条件整備、それから、実際に営農再開に至るまでの過程を支援していくということをやっておりますので。今日、農水省は一緒に来ておりませんが、今日の御意見はしっかりお伝えしてやっていきたいと思います。

それから、森林の方につきましても、森林の中でも特に里山と呼ばれるような、比較的生活圏に近いような山につきましても、環境省の除染の予算ですとか農水省の間伐の予算とかをうまく組み合わせて、里山再生のモデル事業という事業を福島県下14か所で進めておまして、こうしたものの状況といたしますか、成果を踏まえた上で、更にどうしていくかというのを検討していくということにしております。

(中西委員) 林業は半分以上が今キノコ栽培で生計立てていますよね。ほだ木とかいろいろありますけれども、それで林業の人は生計を立てている状況なのですが、半分以上ですね。そこら辺は。

(仙田企画調査官) 農林水産省の森林整備事業の中で、林業を再開しやすくする環境整備を実施しております。加えて、この場で詳細はお答えできないのですが、ほだ木の生産地として福島県のポーションが大きかったということもありまして、そこについても農林水産省の方で、何らかの支援を行っていることを承知しております。

(岡委員長) ありがとうございます。

全体を御説明いただいて、大変ありがとうございました。

それぞれ大変努力が要るといいますか、非常に大変な取組で、精力的に取り組まれておられて有り難いと思います。幾つか質問が。

私は、今の中西先生との質疑を聞いて、必ずしも元に戻すのが目的ではないのではと思います。農業でも何か新しいものをつくっていくのが、これは私の専門的なところからのイメージで、ちょっと違うのかもしれませんが、何か新しいものが育ってきたら、それが発展につながるのじゃないかなと、そんなイメージもしております、中西先生と意見違うかも

しませんが、農業なんかもいろんなやり方もあるはずですので。

それから、中西先生もおっしゃったのですが、いつまでも風評被害の問題を引きずっても、かえって地元のマイナスにもなるんじゃないかと感じることもあるのですけれども。

リスクコミュニケーションという言葉が何度も出てきまして、実は、リスクコミュニケーションだけしていても本当の信頼の構築はできないなというふうに思ったものですから、メールマガジンでも少しそのことを書かせていただいています。

質問はそれではなくて、むしろ23ページにある風評被害対策の中にあるコミュニケーションと申しますか、これが非常に、コンサルテーションというか、そういう部分もあるんじゃないかなと思うのですけれども、いろんな影響を受けた方に対するコンサルテーションと申しますか、この辺りの活動は余り書かれていないのですけれども、どんな感じなのでしょう。23ページ、リスクコミュニケーション、風評払拭しか書かれていないのですけれども、どんな活動が行われているのですか。

(仙田企画調査官) 帰還者の方向けということによろしいですか。

(岡委員長) はい。

(仙田企画調査官) 今御覧いただいている資料、2ポツの「正確で分かりやすい情報提供を進め、風評被害を防ぐ」のところの(2)が「被災地の不安払拭に向けた取組」でございまして、こちらで記載しております。

復興庁の福島再生加速化交付金を支援チームが活用し、市町村の要望に応じて、放射線の相談員を配置しております。この相談員の方々が、身近な生活の中での放射線に関する不安についてお答えする相談対応を実施しております。また、同じく福島再生加速化交付金で、住民の方々への個人線量計の配布も実施しております。個人線量計をお持ちいただき、御自身で測っていただくことによって、どの程度被曝したかということも数字で分かるようになります。このような形で、被災地においてもしっかりとリスクコミュニケーションを進めております。

(岡委員長) やはりお話を伺うと、放射線とリスクの話に特化をして、かなり一生懸命やっていると、そんなイメージなのですか。

私のちょっと想像は、多分、地元の方の心配は、それもあるけれども、全体のいろんな生活の問題とかで、いろんなものがあって、もうちょっとコンサルテーション的なのではないかなと思ったものですから。

政府の取組としては、やはりリスク、放射線リスクのコミュニケーションを一生懸命やっ

ていると、そういうイメージなのでしょうか。

(仙田企画調査官) 先生の質問をきちんと理解していなかったのですが、住民の方々の生活環境に関する御要望というのは多岐にわたっております。先ほど申し上げた、復興庁の市町村担当の参事官がそれぞれのまちを訪問し、まちの執行部の方々から、住民の方々の御要望を承って、様々な支援策に上手く当てはめていく。このような形で、できる限り生活環境を改善していく、ということでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

(辻本参事官) 1点、補足で申し上げますと、先ほどお話、説明がありました放射線相談員なのですが、当然ながら、いわゆるこちらからというよりも住民の、先生が御指摘のように、ふだんの生活の相談とかいうのもあるものですから、それを持ち寄って、いろんな地域が実はこういう集まって、それをまた改めてどういう形でコミュニケーションとっていくかと、ここに書いていますが、ワークショップを皆さん、相談員の方に集まっていただいて、知見を高めてもう一遍やってというふうな繰り返しになっております。

(岡委員長) ちょっとメルマガのことを申し上げましたけれども、これは、実際やっておられる方はそういうことではないのだと理解をしているのですが、原子力の専門家の中には、自分の理解している安全、原子力の安全を一般の人が理解したらうまくいくはずだと思っっている方がいる。私はこれは誤解だと思っっていて、リスクの説明って、結局危ないという説明をしているのと心理的には一緒ですから、それだけでは駄目だというふうにおっしやっっている方は海外にもおられまして、日本では原子力の専門家でリスクコミュニケーションだけが非常に重要で、それやればいいのだと思っっている方が多いものですから、それでメールマガジンにちょっと書かせていただいた。

実際、コミュニケーションやっておられる、地元でやっておられる方に伺うと、いや、そんなことないよと、もっと広くいろんなことはやっっているのだよとおっしやっっているんで、現場の方はそこは分かっているのだけれども、原子力のコミュニティの多くの方々はそう思っっていると、それはかえってマイナスの効果にもなっっていることに気が付く必要があると思っいます。

福島の方は、今おっしやっったように、生活のことからいろいろあると思っまして、大変なお仕事だと思っのですけれども、頑張っっていただきたいと思っいます。

先生方、ほかにございましてら、どうぞ。

(中西委員) 一つだけ。これはたぶん復興庁さんだと思っのですが、アジアのモンスーン地帯

で、農村地帯で起きた初めての事故だと思うのですね。ですから多分、戸惑ったこととか、後で考えると初期対応はこうすればよかったとかあると思うのですよ。そういうことを何か総合的にまとめて、何か、指針と言ったら変ですけども、資料としてまとめておくのはとても重要だと思うのですね。また、そういったことがどこかであったときに、まずこういう対応をするべきだというのはあるんじゃないかと思うのですけれども、そういうのをまとめておくというような活動はされているのでしょうか。

(苗村参事官) ありがとうございます。

確かに、この教訓をしっかり受け継ぐということは非常に大切なことだと思います。福島県の方におきまして、この震災に関するいろんな情報を集約したり、その研修とかも含めてやるような、アーカイブ拠点を整備しようという構想がございまして、こうしたものを中核にしながら、東日本大震災とか、その後の福島第一原発の事故の、特に後者の部分でありませうけれども、そうしたものの教訓をしっかり引き継いでいくというような活動をしていきたいというふうに思っております。

(中西委員) はい、分かりました。どうもありがとうございました。

(岡委員長) ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大変詳しい説明、どうもありがとうございました。

議題1は以上です。

議題2について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 議題2でございます。我が国における2018年の保障措置活動の実施結果及びIAEAによる「2018年版保障措置声明」の公表についてでございます。

原子力規制庁からは、有賀保障措置室長、それから松田保障措置室長補佐にお越しいただいております。

それでは、規制庁の方から御説明の方をよろしく願いいたします。

(有賀室長) 原子力規制庁で保障措置室長をしております有賀でございます。

資料2に基づきまして、御説明申し上げます。

IAEA事務局は毎年、1年間に行いました保障措置活動の結果を翌年6月のIAEA理事會に報告し、その後、概要部分を保障措置声明として公表しております。先月24日に2018年の保障措置声明が公表されました。今回の御報告は、例年同様、その公表内容の概要を我が国における保障措置活動の実施結果と併せて御報告させていただくものでございます。

なお、本日に先立ちまして、5月15日と7月3日の原子力規制委員会におきまして、同様の資料を分割した形で報告しております。

まず、1ポツの「我が国における2018年の保障措置活動の実施結果について」でございます。

最初の〇のところは、私どもが行っております業務の枠組みを記載しております。既に御存じの内容かとは存じますが、後ほど御説明いたします保障措置声明にも共通の前提ともなりますので、少し詳しく目に御説明申し上げます。

まず、我が国は核兵器不拡散条約、いわゆるNPTの締約国でありまして、同条約の第3条で、非核兵器国として保障措置を受け入れること、そして、IAEAと保障措置協定を締結することを約束しております。このNPTの約束に基づきまして、我が国は非核兵器国としてIAEAと保障措置協定を締結し、国内にある全ての平和的な原子力活動に係る全ての核物質について保障措置を受け入れることを約束しています。

このような非核兵器国が締結するタイプの保障措置協定は、国内にある平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象にするということから、包括的保障措置協定というふうに呼ばれております。この包括的保障措置協定は、国内にある平和的活動に係る全ての核物質を対象にしていますが、協定で規定されている保障措置手段としては、申告された核物質の検認に主眼が置かれています。

しかしながら、1990年代、このような保障措置協定を締結して保障措置が実際に行われていたイラクや南アフリカなどの国において、未申告の核開発が行われていたということが後で発覚したということを経機にいたしまして、保障措置の強化の必要性が認識されております。

そこで、IAEAに追加的な法的手段を与える必要があるということで議論が重ねられて、保障措置協定において申告されていない原子力活動に関して申告を行うこと、それから、保障措置協定においてアクセスが認められていなかった場所へのアクセスを補完的に認めること、こういったことを義務付けた保障措置協定に追加する議定書、こちらは「追加議定書」と呼ばれてはいますが、このモデルが1997年にIAEA理事会で承認されております。

この追加議定書もIAEAと締結するものでございますけれども、これは保障措置協定とは異なっておりまして、核兵器不拡散条約上の締結義務はありません。個々の国々の自発意思で締結することになっています。

我が国と I A E A との追加議定書は 1 9 9 9 年 1 2 月に発効しております。その後も追加議定書の発効国は年々増えておりまして、包括的保障措置協定と追加議定書を共に締結している国は、2 0 1 8 年中には 1 2 9 か国に達してございます。

我が国では、この包括的な保障措置協定、それから、それに追加した追加議定書、これの下位文書による I A E A との約束に従いまして、保障措置を履行する義務を負っております。この義務を履行する目的で必要な法制度を整備し、国内の事業者等に対して核物質の計量管理の実施や査察の受入れなどの義務を課すことで、国際約束の遵守を図ってきてございます。

また、我が国は、原子力開発の初期段階に諸外国から核物質や原子力資機材・技術等の支援を受けて原子力活動を発展させてきておりまして、また、近年は逆に様々な国に対して技術支援を行うなどの関係にございます。これらの協力は二国間の原子力協力協定に基づいて行われております。

原子力の創成期には保障措置も二国間協定に基づくものでございました。現在の保障措置は I A E A の下に移管されておりますが、協定に基づき、供給当事国別に核物質の国籍管理を行うなどの約束を履行する必要はございます。I A E A 保障措置以外にも、このような国際約束に基づきまして、国内法制度により担保してございます。

以上、少し長くなりましたが、本日の報告の前提となるところでございます。

資料に戻っていただきまして、1 ページ目の中ほど、1 ポツ二つ目の○の下に我が国の保障措置活動の規模をまとめてございます。

こちらの数字はいずれも昨年と大きくは変わらないものでございまして、保障措置活動の基本となる国際規制物資使用者等による核物質の計量管理の報告の数は、昨年 1 年間で 2, 0 8 6 の事業所等から 4, 6 3 7 件ございました。

また、原子力規制委員会が行いました保障措置検査等の現場検認の業務量は、昨年 1 年間で合計 1, 8 7 1 人日でございます。

この詳細な内訳を 3 ページの別紙 1 の表にまとめてございます。別紙 1 の表を御覧ください。

この表の上の方の表の左側に保障措置の対象となる施設等の数とございますけれども、合計が 2, 0 8 6 というふうになっております。この数字は前年の括弧内の数字の 2, 0 8 9 からは微減となっております。

それから、同じ表の真ん中のところに保障措置検査の実績の数がございます。こちらは、国による検査と指定保障措置検査等実施機関でございます。核物質管理センターによる検査

の合計の数字でございまして、前年に比べて20人日増の年間1,729人日でした。この増加は、年に1回の実在庫検認のタイミング、それから、実用発電炉におけるMOX燃料の装荷等に起因したものでございます。

その下の小さな表の②は、我が国が提供した施設の設計情報に基づきまして、実際の施設の検認を行う設計情報検認、それと追加議定書に基づく核物質を伴わない場所も含めて立入りを行います補完的なアクセス、この二つについて取りまとめてございます。2018年には、設計情報検認と補完的アクセスとを合わせて142人日をかけておりまして、保障措置検査、先ほどの1,729人日と合わせますと、全体で合計1,871人日が現場検認活動の総業務量というふうになっております。

それから、次のページ、4ページ目でございます。

別紙2以降は、日本とIAEAの保障措置協定や、それから、二国間の原子力協力協定に基づく計量管理の情報から、核物質の在庫量や変動の量を集計した資料でございます。計量管理は国内を対象に行っておりますので、ここに示した数字は国内にある量又は我が国との輸出入を対象としておりまして、国外の在庫量は含んでおりません。

4ページの図は、昨年1年間の核物質の移動量と年末の在庫量を、厳密な規制区分にこだわらない形で、施設タイプごとにまとめたものでございます。

大きなところでは、左からの赤い矢印で示したウラン再転換成型加工施設への輸入は、軽水炉向けウラン燃料集合体製造が目的で、実際に製作された燃料集合体、約600体が実用発電炉へ移されております。

そのほか、廃止措置に移った実用発電炉からウラン加工施設への新燃料の返送、それと、東海再処理施設からMOX燃料加工施設への製品プルトニウムの移送などがございました。

それから、次のページの表でございます。次の5ページの表ですが、昨年末時点での在庫量を、これは原子炉等規制法上の規制区分に従って集計したものでございます。

そして、その次の6ページ、こちらは二国間協定の相手国ごとに国籍管理を行う国内の核物質の量を示したものになります。同じ核物質に対して複数の国籍がつくということがありますので、これらの量を縦に合計しても、その前の表の数とは一致しないという構造になっております。

また最初の1ページにお戻りください。資料の真ん中辺りに、2018年の保障措置の実施上のトピックについてまとめております。

福島第一原子力発電所では、1号機から3号機以外の全ての燃料について、通常の軽水炉

と同等の検認活動が行われております。通常の検認を行うことができない1号機から3号機につきましても、IAEAは、屋外の監視カメラと放射線モニターによる常時監視システムに加えまして特別な検認活動を追加的に実施し、核物質の持ち出しがないということを確認してきております。2018年中には、現在進められております3号機からの使用済燃料の取り出しの前に、監視カメラの設置についてIAEAと協議し、昨年1月及び9月に監視カメラの設置を完了しております。また、IAEAとの間で、1号機から3号機の燃料デブリの取り出しに向けた国内の検討状況について情報を共有しまして、燃料デブリに対する計量管理手法に関する検討・協議を開始してきているところでございます。

さらに、2ページ目にかけて御説明いたしますが、核物質管理センターにおいては、保障措置検査時に採取した試料の分析、また、JAEAの高度環境分析研究棟、CLEARと申しますけれども、こちらにおいてIAEAが採取した環境試料の分析等を例年同様に実施、継続してございます。

以上、2018年中に原子力規制委員会が実施した保障措置検査等によりまして、国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理が適切に行われていることを確認しております。我が国での保障措置活動の実施結果については、IAEAに対して情報提供を行っております。

続いて、こういった情報も含めまして、IAEAの方で、2ポツにございますように、IAEAによる2018年保障措置声明の公表ございました。こちらについて御説明いたします。

保障措置声明の我が国にとってのポイントといたしましては、資料下の四角の枠の中に囲われているところに記載してございます。すなわち、2018年についても我が国はIAEA事務局より拡大結論を受けたということでございます。

拡大結論とは、この枠内に記載されております2点、一つは、申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られないということ、もう一つは、未申告の核物質及び活動の兆候は見られないということを根拠といたしまして、全ての核物質が平和的活動にとどまっているという評価でございます。

我が国では、この拡大結論、初めて導出したのが2003年になります。それ以降、連続して同様の結論を得てきております。

最後のページに表がございまして、この表は、IAEAが締結している保障措置協定の種類及び確認された核物質の範囲に応じて得られている評価結果別に、国の数をまとめたもの

でございます。

我が国の評価は、包括的保障措置協定及び追加議定書を締結している国のうち、太枠で囲まれた部分でございます。我が国と同様に包括的保障措置協定と追加議定書を締結している国は全部で129ございまして、このうち、2018年について我が国と同様の拡大結論を受けた国は70か国ございました。

報告は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 詳細な御説明ありがとうございます。

2003年以降16年間連続して拡大結論、つまり、申告された核物質についての平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られないということと、未申告物質についても兆候が見られないという実績は素晴らしいと思います。

私の記憶によりますと、IAEAの査察予算のうちの15%ぐらいが、日本に掛かっているわけで、日本の査察のために、水道橋にオフィスを置いて、非常に細かい作業を続けているわけですが、その結果16年間連続で拡大結論を得たことは、国際的にも国内的にも誇っていいと思います。皆様にとっても大変な作業ですが、今後とも引き続きお願いしたいと思います。

1点質問です。保障措置の実施が文科省から規制庁に移った訳ですが、その結果、保障措置の内容が変わったということはあったのでしょうか。

(有賀室長) お答えいたします。

所管が文科省から原子力規制庁に替わったという時点におきまして、それによって起因して、査察の体制等、中身が変わったということはありません。

その後、ただ、IAEAの方が国全体を評価するというステート・レベル・コンセプトというものを2013年、14年頃から徐々に導入してきておりまして、それによって若干省略できるところはするし、重点置くところは置くという方向で、省庁移管とはまた別の観点での協議は進めていて、それは若干の変更はございます。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょう。

(中西委員) どうも詳細な御説明ありがとうございます。

特に何もないのですけれども、デブリを取り出すときは、その中にどれくらい何が入っているか分からないわけですね。それは、扱いというのはどういうふうを考えればよろしいでしょうか。

(有賀室長) 御質問ありがとうございます。

まさに今御指摘の点が争点の一つでございます。採った段階で中身が分からないというものについて、どう扱うかというところが争点でございます。ここは、中身が分からないので報告しないというわけにやはりいかないというところがありますので、そこは、やっぱり物の移送は分かる形で I A E A には通告しないといけないと。一方で、不確定な情報を出すというのもどうかというのはございますので、数字をどう取り扱うかというところを、今まさに I A E A と協議をしているところでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

日本は 2003 年以来、拡大結論を得ているということで、7 ページでは、そういう国が 70 あるのですね。これは優等生ということで、あと残りの国は、まだそうでない国が幾つかあって、この 7 ページの国がどういう国かをちょっと説明していただくと有り難いのですけれども。

(有賀室長) 承知しました。

まず、一番上の 129 のところが、日本と同じように包括的保障措置協定、それから追加議定書を締結している国でございます。そのうちの 70 か国につきましては、我が国と同じように拡大結論を得ているというところでございますが、残りの 59 か国につきましては、まだ拡大結論を得るまでの確認がとれていないという国でございます。

I A E A としては、追加議定書という手段を持っておりますので、将来的にはこういった国々も拡大結論が得られるようにということは、努力をされるというものと理解しております。

それから、その下の I N F C I R C の 153 型と書いてある、45 か国でございますが、こちらは追加議定書を締結していない国になります。これらの国々は、申告した核物質については確認はできますけれども、申告されていないものまで確認する手段がないという国々ですので、結論としてはこのまま変わらないということなのかと思えます。

あと、その下の自発的協定というのは、これは、N P T の中で I A E A の保障措置を受け入れる義務が必ずしも、我々と同様の包括的保障措置協定を結ぶ義務がない国々、いわゆる

核兵器国を対象とした保障措置協定でございまして、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国といった国が結んでおります。

それから、INFCIRCの66型保障措置協定、こちらは、NPTには加盟しておりませんが、選択的に施設をIAEAと合意して査察を受けている国々ということで、インド、パキスタン、イスラエルの3か国でございまして。

(岡委員長) ありがとうございます。

(佐野委員) 1点だけよろしいですか。このINFCIRC66ですけれども、インドがそうですが、あの国はたしか22基原子炉があつて、その内14が民生用なのですけれども、この66が全ての原子炉に適用されているわけですか。

(有賀室長) はい。これは合意をした施設。ここに書いてございますのは、保障措置が適用されている施設というふうにとりませんが、これは、その国とIAEAとの間で、この施設については対象にしましょうということで調べた施設については……

(佐野委員) 限定的にとということですか。

(有賀室長) はい、限定的にとということになります。

(佐野委員) 平和利用の中でも限定的なのでしょうかね。

(有賀室長) そこは、すみません、把握をしてございません。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。

それでは、議題2は以上です。

次は議題3について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 議題3でございまして。

我が国は、IAEAプルトニウム国際管理指針も踏まえ、国内及び海外において使用及び保管している分離プルトニウムの管理状況を毎年公表するとともに、IAEAに対して報告を行っております。

それでは、我が国のプルトニウム管理状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(佐久間参事官補佐) 事務局の方から御説明させていただきます。

資料の方が3となりまして、我が国のプルトニウムの管理状況についてでございます。

1.の趣旨から御説明させていただきますと、我が国は、原子力基本法に基づき原子力の

研究、開発及び利用を厳に平和目的に限り行っております。

原子炉等規制法上の平和利用の観点からは、核兵器不拡散条約の下、国内全ての核物質・原子力活動については I A E A の保障措置の厳格な適用を受けているなどにより、我が国の原子力の平和利用を担保しております。

I A E A の保障措置の結果につきましては、先ほど議題 2 の方で、原子力規制庁の方から御説明いただいた通りでございます。

それに加えまして、政策上の平和利用の観点からは、プルトニウムに関して、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則を堅持している。そのため、プルトニウムの利用の透明性向上を図り、国内外の利用を得ることが重要であることから、I A E A プルトニウムの国際管理指針にのっとり、国内及び海外において使用及び保管している未照射分離プルトニウム、以下、「分離プルトニウム」の管理状況を、平成 6 年以降、毎年公表していると共に、I A E A に対して報告を行っております。当該管理状況では、我が国は I A E A プルトニウム国際管理指針に基づく公表をする以上に、施設ごとの使用、保管状況等を公表しており、透明性向上を図っております。

管理状況につきましては、2 番目の分離プルトニウムの管理状況ということで、(1) 概要でございます。

平成 30 年末時点での国内外において管理されている我が国の分離プルトニウムの総量は約 45.7 トン。うち、約 9 トンが国内保管分で、約 36.7 トンが海外保管分です。

国内保管分は、電気事業者、関西電力の高浜 3 号機、4 号機、九州電力の玄海 3 号機で約 1.5 トンの分離プルトニウムを照射したため、平成 30 年末時点で約 9 トンを保管しております。

海外保管分は、我が国の電気事業者が国内の原子力発電所から発生した使用済燃料をイギリス及びフランスの再処理施設において再処理を行ったことによるものでございまして、①フランスに委託した使用済燃料の再処理は既に完了してございまして、平成 30 年末時点で約 15.5 トンの分離プルトニウムをフランス国に保管しております。

②イギリスに委託した使用済燃料の再処理において、既に再処理委託をした使用済燃料に含まれるプルトニウムが分離され、平成 30 年末時点で在庫として計上された約 21.2 トンの分離プルトニウムをイギリスに保管しております。

残り、プルトニウム約 0.6 トンについても、今後、在庫として計上される予定です。

次のページで、それを表にしたものが分離プルトニウムの管理状況となっております、

イギリス、フランスの量、合計の36.7トンと、国内保管中の約9トン、足して総量が45.7トンとなっております。

(2)

平成30年末時点における我が国の分離プルトニウムの管理状況は以下の通りということで、括弧の国内に保管中の分離プルトニウムは、別紙の1の(1)参照を御覧いただきたいと思えます。

これは再処理施設で使用済燃料から分離し、MOX燃料にされ、燃料加工施設でMOX燃料からMOX燃料集合体に加工され、原子炉内にMOX燃料集合体を装荷し照射されるまでの未照射分離プルトニウムを指しております。以下の1から3のものがそれぞれ含まれております。

続きまして、海外の保管中の分離プルトニウムが、別紙1の(2)の参照となっております。

これにつきましては、我が国の電力事業者が英国・フランスに再処理を委託し、既に分離されてはいるが、まだ我が国に返還されていないものを指しております。これは原則として、海外でMOX燃料集合体に加工され、我が国の軽水炉で利用されることになっております。

分離プルトニウムの使用状況は別紙2にございます。これは、再処理施設における酸化プルトニウムの回収量、燃料加工施設における加工工程の正味のプルトニウムの払出量、原子炉施設における未照射MOX燃料の原子炉内に装荷し照射した量となっております。

それでは4ページ目の別紙から御覧いただきたいと思えます。

4ページ目の別紙が、平成30年度末における我が国の分離プルトニウムの管理状況となっております。

1. が分離プルトニウムの保管状況で(1)が国内保管中の分離プルトニウム量となっております。

一番上が再処理施設になっておりまして、その左側の日本原子力研究開発機構の再処理施設になっております。こちらの硝酸プルトニウムについては、一昨年26キロが28キロということで、少し増えている形になっておりますが、これは、今まで保管・廃棄されていたものを再生したことによって少々増えております。その下の酸化プルトニウムについては、233キロだったものが167キロということで、66キロになりますが、これは、その下にある燃料加工施設の方に払い出したことによる減少で、合計としては259キロから195キロに減っております。

続きまして、すぐ下の燃料加工施設の、同じく原子力機構のプルトニウムの燃料加工施設の方を御説明させていただきます。酸化プルトニウムの量の合計の方が、一昨年2,479キログラムから2,559キログラムということで、80キロ増えておりますが、先ほど再処理から来たものと、その下の試験・加工段階にあるプルトニウムのところから貯蔵の方に戻ったものによって、この在庫量になっております。試験・加工段階にあるプルトニウムについても、一昨年の量からは15キロ減って913キロになっておりまして、燃料加工製品、新燃料製品等については446キログラムということで変更はありません。合計としては、一昨年から数字増えており、3,919キロとなっておりますが、トータルとして、日本原子力研究開発機構としたら増えている量ではございません。

また、ちょっと前の再処理の日本原燃の方に戻らせていただきますと、表の真ん中が日本原燃の再処理施設となっております。こちらは、一昨年からは微減として274キロで、酸化プルトニウム量については3,329キロと変更ありませんで、トータルとしては1キロ減って3,603キロです。再処理施設の合計としては、一昨年に比べ、先ほどJAEAの方が減っている分がありまして、微減となっております。3,798キロとなっております。

続きまして、その下の原子炉施設等のところになっております。こちらにつきましては、常陽、もんじゅ、研究炉としては、134キロ、282キロ、113キロと変更ありませんが、実用発電炉につきましては、1,524キロ減少になっておりまして、776キロとなっております。詳細については、後ほど参考1の方で御説明させていただきます。

これらの施設を合計して、一昨年から1.5トン減っておりまして、9,022キロとなっております。

続きまして、5ページに、海外保管中の分離プルトニウム量ということで、海外に保管されている分離プルトニウムは、プルトニウムの使用されるものについては、海外でMOX燃料集合体に加工された上で我が国に持ち込まれることとなっております。このため、この利用については、平和利用の面から懸念されることはないと考えられますが、透明性の一層の向上の観点から、燃料を加工される段階における分離プルトニウム量について、国内分離プルトニウムに準じて、以下のとおり管理状況を示しております。

英国の回収分ということで、昨年は2万1,205キロ、フランス分の回収分としては1万5,460キロと、一昨年からは少し減っておりまして、トータルとしては3万6,666キロとなっております。この減少分につきましては、注4にありますとおり、核的損耗

が考慮された分によって52キロぐらい減った形になっております。

続きまして、2. の分離プルトニウムの使用状況につきまして。

こちらにつきましては、(1) の酸化プルトニウムの回収量、ここは再処理施設のことでございまして、今回は合計のところを見ていただいても0キログラムになっております。

(2) は燃料加工工程での使用量。これについても改めて製造されたものはありません。0キログラムとなっております。

最後の原子炉施設における未照射MOX燃料に装荷・照射された量として、商業用発電用に使った1,524キログラムが計上されております。

続きまして参考1として、原子力施設等における分離プルトニウムの保管等の内訳となっております。

この太枠の真ん中のところの保管プルトニウム量が今回変わっておりまして、高浜発電所の3号機、高浜発電所の4号機と九州電力の玄海3号機のところは数字で変わっております。具体的な量としては注2のところに書いておりますが、昨年は炉内に装荷されて照射されたことによりまして、1年間の未照射分離プルトニウムを照射したのは、高浜の181キロ、4号の703キロ、玄海3号の640キロとなっております。この量につきましては、上の欄の四角の太枠の外側にある参考のところにある数字の方がその分増えている形になっております。

それと参考データとしては、主要各施設において保管されている使用済燃料等のプルトニウム、使用済燃料に含まれるプルトニウムとなっております。上から、原子炉施設等に貯蔵されている使用済燃料等に含まれるプルトニウムが14万1,857キロ、再処理施設に貯蔵されている使用済燃料に含まれるプルトニウムとしては2万6,734キロ、放射性廃棄物に微量に含まれるプルトニウム等の当面回収されないと認められるプルトニウムとしては134キロとなっております。

続きまして、参考2となっております。これは、昨年1年間の国内に保管中の分離プルトニウムの期首と期末と、あと増減の内訳の表となっております。

この一番上の合計が全ての施設のサマリーになっておりまして、原子炉の炉内の装荷・照射によって1,524キロ減っていることとなっております。

上から、日本原子力研究開発機構の再処理施設の表となっております。こちらにつきましては、昨年1月の時点では259キロでしたが、払出しを行って66キロとしておりまして、期末在庫としては195キロとなっております。

続きまして、プルトニウム燃料加工施設につきましても、1月より受入れが66キロ増えておりまして、その他の核的損耗とかがありまして、結果的に12月末時点では3,919キロになっております。

あと、原子炉施設等ということで、こちらにつきましても、炉内で照射された分として1,524キロ減っておりますので、末としては1,305キロになっております。

次のページが日本原燃再処理施設のものになっておりまして、こちらにつきましても、昨年から核的損耗が発生しておりますので、12月末時点で3,603キロになっております。

それをまとめた資料が次のページ、イメージ図になっておりまして、参考3になっておりまして、国内の上が原子炉施設分で、右回りに再処理施設、加工施設で、再処理からは66キロ、加工施設の方に流れております。あと、右上に書いてある子炉施設では1,524キロ照射したことによって減になっておりまして、真ん中の国内合計は9,022キロになっております。

次のページ、参考4になりますが、こちらにつきましても、IAEAプルトニウム国際管理指針に基づきIAEAを通じて公表する資料の平成30年末における我が国のプルトニウム保管量となっています。

この上の表が未照射プルトニウムの年次保有量となっております、1番上が再処理施設の中でのプルトニウム量として3.8トン、2番目が燃料加工中の未照射分離プルトニウム量としては3.5トン、3番目が未照射MOX燃料、原子炉施設とか加工の製品とかに含まれている未照射分離MOX燃料として1.6トン。最後はその他の場所で0.1トンということで、トータル9.0トンとなっております。

あと、その下のiiのところ、他国に存在するプルトニウムとして、フランス・イギリス分の合計36.7トンとなっております。

下の表は、使用済の原子炉燃料に含まれるプルトニウムの推定量となっております、1番上が、原子炉施設に保管されている分が142トンで、2番目が再処理施設で保管されている分が27トンで、その他の場所に保管されている分が0.5トン以下ということで、合計として169トンとなっております。

最後のページにつきましても、参考5となっております、プルトニウム国際管理指針に基づきIAEAに公表されている各国のプルトニウム保有量の合計した値を記載しております。

こちらにつきましては、平成29年末ということで、先ほどの日本の報告の1年前の数字になりますが、ロシアについては未照射プルトニウムが59トンで、使用済燃料中に含まれるプルトニウムが159トン。フランスも同様に、80.9トンと295トン。日本も、一去年の数字で先ほどの報告の数字と違うのですけれども、10.5トンと164トン。ドイツについては、未照射分はありませんけれども、使用済燃料分が121トン。ベルギーにつきましては、下の*3のところですが、燃料加工中、MOX燃料製品中、その他の場所に保管する全ての項目が50キロ未満となっておりますので、まとめて50キロ未満と書かせていただいております。あと、使用済燃料に含まれるプルトニウムとしては42トン。スイスは2キロ未満、使用済燃料に含まれるプルトニウムは20トンとなっております。

以上が報告書になっております。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑応答になります。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 大変詳細な御説明ありがとうございます。

我が国はこのレポートを全て出すわけですが、IAEAがその指針で各国に要請している情報というのは、10ページの参考4だけですね。

(佐久間参事官補佐) はい、そうです。

(佐野委員) すると、そのほかの、本文の情報は、日本が自主的にIAEAに出す情報であるということですか。

(佐久間参事官補佐) IAEAというか、国内外に向けて公表する。

(佐野委員) これは、先ほどのIAEAの保障措置の拡大結論と同じように、日本の原子力利用が平和的目的であることを担保する意味で大変重要な情報であるし、これ迄こういう非常に透明性の高いレポートを出してきたことが、やはり国際的に日本の原子力利用が平和目的であるということを示す上で、大変有用なことなのだろうと思います。

それから、29年末の時点から昨年、30年末の時点で、プルトニウムの総量が1.52トンですか。

(佐久間参事官補佐) はい。

(佐野委員) 1.5トンぐらい減っている訳ですが、これは昨年7月末の原子力委員会が出した「プルトニウムに関する基本的考え方」に沿ったものとして、結構なことだろうと思います。引き続きプルサーマルを継続して、あるいは各事業者の協力によって、日本全体のプル

トニウムを燃やしていくという努力を期待したいと思います。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) 私も、非常に詳細でよく分かるレポートをおつくりくださって、非常に参考になって、透明性も高く、いいと思います。

ちょっと質問なのですが、前も伺ったかもしれないのですが、11ページのアメリカとか未報告で、公表時期的に間に合わなかったということで、今後出てくるということですよ。

(佐久間参事官補佐) はい。ちょっと今日のIAEAのホームページでも確認したのですが、まだ公表されていなかったもので、未報告という形で記載させていただきました。

(中西委員) はい、分かりました。どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

10ページので、29年に比べて30年末は減っていますけれども、高浜等で新燃料が消化されて減ったと、そういうことですね。

プルトニウム利用については、プルトニウム利用の考え方を出示しましたが、電力会社が協力して消費をするということが必要だと思います。日本は核兵器国じゃない国で再処理をしようとしているわけですから、それなりの透明性が求められて、努力が求められるということだと思います。

平成29年度の国内の分離プルトニウムの総量10.5トンに海外にある36.7、これを足した量が今後の指標です。今後は、それを超えないようにといますか、そういう形で管理していく必要があると思います。

先生方、ほかにございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

議題3は以上です。

議題4について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 次に、今後の会議予定について御案内いたします。

次回、第29回原子力委員会の開催につきましては、日時、8月6日13時半から、開催場所、8号館6階623会議室。議題は調整中で、後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、本日の委員会はこれで終わります。ありがとうございました。